

シーベの商学大辞典の簿記と関連項目（大陸法Ⅱ）

百瀬 房徳

I 序

シーベによる当論文は、引き続き、仕訳帳、元帳における諸勘定、補助簿の例について論じている。仕訳帳は、取引の二重性に基づいて分解し、それぞれの勘定へと伝達する機能をもっている。これにより、補助簿よりも含めて、諸勘定へともたらされ、事業全体の活動の成果が諸勘定において反映される。そして、最終的に、決算により、活動の全体像がみられる。当論文では、このようなシーベによる事業全体像へとまとめるプロセスを考察する。

尚、シーベの論文の引用は本論の括弧の中で示す。

II 仕訳帳

(1) 簿記の基礎

シーベの仕訳帳は、複式簿記では、日記帳より取引の内容を受取り、それを最小の、借方と貸方を有する勘定の単位とし、元帳の固有の勘定へと振替える。ここでは、「仕訳帳的日記帳」より分離し、仕訳帳単独で記帳する事例について取上げている。(s.180~181)

その際、仕訳帳の様式は、借方では、左端より元帳の丁数、日付、日記帳のページ、そして、取引の仕訳を示す摘要欄、続いて、借方側の金額欄、次ぎに、貸方でも、借方と同様の形式をとる。このうち摘要欄では、簿記固有の「貸借平均の原理」および「取引の仕訳の体系」に基づき、借方と貸方に取引が分解されて記録される。仕訳では、借方は上段、貸方は下段となっている。そして、借方では、勘定

の末尾に“Soll”または“Sollen”が付され、貸方では、頭に“an”が付されている。さらに、借方に複数の勘定があるときには、“Nachstehende 2 Conten”とし、後段である貸方の下で“an”を付して2つの勘定を示している。貸方に複数の勘定があるときには、“an folgende 2 Conten”とし、後段である貸方の下に、頭に“von”を付して2つの勘定を示している。借方も貸方も複数の勘定であるときには、借方“an”が先に示され、貸方“von”がその後を示されている。この仕訳に基づいて、仕訳帳での借方は元帳の勘定の借方へ、仕訳帳での貸方は元帳の勘定の貸方へと転記される。

帳簿への記録に際して、継続事業では、まず始めに、前期より受け継いだ資産、負債および資本の在 high を勘定へ記載する。その際には、「開始仕訳」が行われる。ここでは、資本金；即ち、2人の出資者の出資金を相手勘定として仕訳する。

借方の勘定においては、

資産勘定、 借方

an A. 資本金勘定 . . .

an B. 資本金勘定 . . .

貸方の勘定においては、

A. 資本金勘定 Soll

B. 資本金勘定 Soll

an 負債勘定 . . .

この仕訳では、資本金勘定は貸方と借方の差額として示されることになる。開始仕訳以降、取引が開始され、その仕訳が勘定へ振替えられることになる。ここで、シーベの開始仕訳を示すと「図表一7」の通りである。

図表-7

仕訳帳

			Jsnnar	1836				
			1					
			Folgende 8 Debitoren Sollen					
			an nachstehende 2 Capital=Conten					
			Für die, laut Inventarium I von unserm Vater ubenomen					
			Bestande nachfolgender Rechnungen :					
3	1	1	von Cassa	4960. —. —.				
4	1	1	von Wechselln	347. 14. 5.				
			von Waaren	6149. 19. 10.				
6	1	1	von Mobilien	147. 8. —.				
7	1	1	von A.Mertens in Hamburg					
			Bco. Mrk. 2795. à 149.	1888. 4. 5.				
8	1	2	von Jan van Maen in Amsterdam					
			Holl. Cfl. 8812. 50. à 138.	4864. 12. —.				
9	1	2	von G. Demelles in London					
			L. 403. 12. à 6 Thlr. 18 Gr.	2724. 7. 2.				
			von J. E. Planer in Erfurt.	751. 8. —.	21333	1	10	
1		2	an W. Guswalds Capital=Conto.					
			Für die Hälfte des Betrages sämtlicher obiger Debitoren :					
				10666. 12. 11.				
2		2	an T. Guswalds Capital=Conto.					
			Für die Hälfte des Betrages Sämtlivher obiger Debitoren :					
				10666. 12. 11.				
				21333. 1. 10.				
			1					
			Nachstehende 2 Capital=Conten Sollen					
			an Folgende 3 Creditoren.					
			Für die vom alten Geshäft ubenomenen Gläubiger :					
11	1	2	an Paolo Vechio in Triest					
			Conv. Fl. 2964. à 101.	1995. 18. 3.				
			an Louis Rossignol in Lyon					
			Frs. 3968. à 79	1044. 21. 9.				

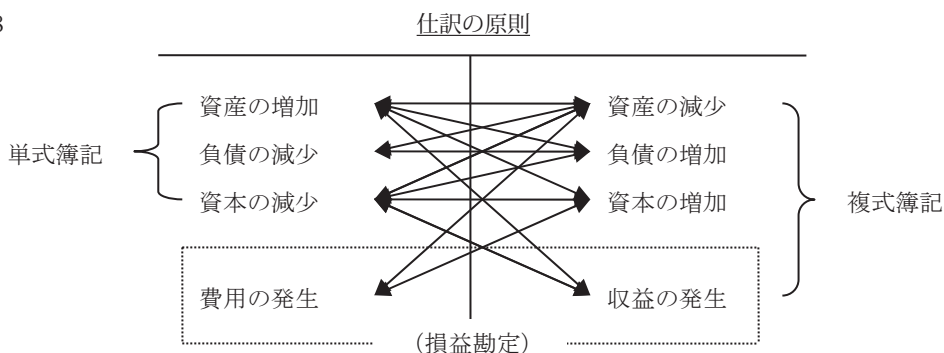
13	1	2	An T. Mühler u. Sohn in Cöln Pr. Crt. 522. 28. à 103 · · · 507. 16. 10.	3548	8	10
	1	2	Von W. Guswalds Capital=Conto. Für die Hälfte des Betrages obiger Creditoren : · · · 1774. 4. 5.			
	2	2	Von Teod. Guswalds Capital=Conto Für die Hälfte des Betrages obiger Creditoren : · · · 1774. 4. 5.			
			3548. 10. —			

(2) 取引に係わる仕訳

シーベは、日記帳、即ち、「仕訳帳の日記帳」において、仕訳の機能と日記帳の機能をもたせてきた。したがって、この帳簿は、2つの機能の両建てである。日記帳は、上段では仕訳が示され、下段では取引の詳細である日記が示される。

この前者での仕訳は、取引の二重性に基づくところの「貸借平均の原則」および「取引の仕訳の体系」を基礎とする実際の仕訳である。したがって、仕訳こそ記帳の根幹をなす。仕訳は、下記の「図表-8」の「取引の仕訳の体系」に従って行われる。

図表-8



仕訳の事例については「図表-4」を参照されたい。

出される利益は一致している。この利益は、2名の出資者に、出資額に応じて分配される。ただし、両者出資額は等額である。

(3) 決算仕訳

事業活動の終了とともに帳簿を締めきり、最終的に、残高勘定および損益勘定を作成し、活動の成果および結果をみる。これらの遂行に際して、必ず仕訳が行われる。残高勘定では、借方において、現金、商品、動産を始め、10名の債務者を、貸方において、4名の債権者を計上している。損益勘定では、貸方において、手形、商品および運送に係わる収益が、借方において、事業経費および割引料の費用が示されている。そして、両者の勘定において算

ここでは、決算仕訳、残高勘定および損益勘定の完成について「図表-9」で示す。

III 勘定

商業帳簿における諸勘定は、取引を固有の最小単位の勘定にまとめたそれである。シーベでは、この商業帳簿の作成では、「会計期間ごとの商業帳簿の完結」を基礎としているので、仕訳を通して「損益勘定」だけでなく、「残高勘定」を作成するに至っ

ている。(s.181) この2つの勘定は、勘定の末尾で作成されている。したがって、資本金、現金、手形、商品等々32の勘定よりなる最後に示されている。特に、資本金は、出資者が2人のため、単に資本金ではなく、2人の人名を用いている。したがって、“Wilhelm Guswald”および“Theodor Guswald”を冠した資本勘定となっている。加えて、期中のこの

資本金勘定の変動を補足するべく2つのそれぞれの当座勘定が設けられている。そして、期末に、利益の配当を含むこの変動額が、それぞれの資本金勘定へと振替えられている。資本金勘定の変動、残高勘定および損益勘定の作成については、「図表－9」の通りである。

図表－9 資本金、残高および損益の勘定

Soll			Wilhelm Guswald's Capital=Conto			1836			Haben		
Jan	1	An 3 Creditoren	1774	4	5	Jan	1	Von 8 Debitoren	10666	12	11
		、 W. Guswald,						、 Gewinn und			
		Conto corrente	155	—	—			Verlust	487	—	3
		、 Bilanz . . .	9224	8	9						
			11153	13	2				11153	13	2
						Febr	1	Von Bilanz	9224	8	9

Soll			Theodor Guswald's Capital=Conto			Haben					
Jan	1	An 3 Creditoren	1774	4	5	Jan	1	Von 8 Debitore	10666	12	11
	31	、 Th. Guswald,					31	、 Gewinn und			
		conto corrente	135	—	—			Verlust	487	—	3
		、 Bilanz . . .	9244	8	9						
			11153	13	2				11153	13	2
									9244	8	2

Soll			Wilhelm Guswald, Conto corrente			Haben					
Jan	31	An Cassa, Für Zah-				Jan	31	Von W. Guswalds			
		lung	155	—	—			Capital=Conto	155	—	—

Soll			Theodor Guswald, Conto corrente			Haben					
Jan	31	An Cassa, Für Zah-				Jan	31	Von C. Guswalds			
		lung	135	—	—			Capital=Conto	135	—	—

Soll			Bilanz-Conto			Haben					
Jan	31	An 13 Debitoren	20476	12	11	Jan	31	Von 6 Debitoren	20476	12	11
Febr		An 6 Creditoren	20476	12	11	Febr	1	Von 13 Debitoren	20476	12	11

Soll			Gewinn und Verlust			Haben					
Jan	31	An 4 Conten	1119	22	5	Jan	31	Von 3 Conten	1119	22	5

さらに、「家計費勘定」についても、資本金に対する当座勘定で処理するように変更となった。(s.187およびs.198) その際、2名の出資者について、シーベは、個別に処理しているので、当座勘定についても個別に記録している。即ち、

“Wilhelm Guswald’s, conto corrente”、および
“Theodor Guswald’s, conto corrente”

ここでは、両者が事業から個人的に引出した現金についても記録している。それ故、家計費は事業経費が損益勘定へ計上されているように、損益として計上されていたが、この勘定から削除された。したがって、家計費は、以後、個人の資本金の引出とみなされることになる。

「現金勘定」は、すべての取引に関係し、その取引は、自国の通貨で表現される。取引が多い場合には、補助簿としての「現金帳」が用いられ、期間を区切って現金勘定へと仕訳を通して転記される。したがって、現金勘定は、統括勘定として現金の出・入の総合が示される。

「手形勘定」は、商品の取引において重要な役割を果たす。そこでは手形の振出および受領、加えて、決済について記録される。いずれにしても、相手勘定が示され、概略で、取引総額が示される。詳細は補助簿としての「手形在高帳」で個別の手形が示される。

「商品勘定」は、取引を行う事業の中核となるそれである。たとえば、商品の売上について、商品勘定は、現金による販売、その他得意先への販売等々の勘定を相手勘定と示し、概略で取引総額を示している。このような商品勘定については、「計算帳または商品在高帳」で取り扱い商品ごとに詳細が示される。

「債務者および債権者勘定」では、債務者勘定が借方となり、債権者が貸方となるのは、記帳する主体が主人でなく、「簿記方」であることによる。このような記帳方法は、「代理人簿記」と称する。これは、商人が単独で事業をした時の延長線であるときには通用する方法であろう。その意味で、共同経営 (Societät) は、複数の経営者がそれぞれの資本勘定を維持する限り、単独で事業するのは変わらない。

特に、債務者および債権者については、商人が取引に際して、相互に信用されるためには、当該取引

が商業帳簿に記録され、その証拠能力が問われる。プロイセン一般国法では、このように証拠能力を持たせようとするならば、商業帳簿は商人の様式に従って付けるよう要請している。商業帳簿が、このように適切につけられているならば、訴訟となった場合、証拠として使用することができる。そして、この帳簿は、相手の要請により元帳とともに他の帳簿も呈示されなければならない。これらの帳簿は、これら自体のもとも、専門家による証明でも、元帳に一致しなければならない。これからして、簿記が基礎となっており、元帳との他の帳簿と連絡することを規定しているものといえる。

シーベは、すべての債務者および債権者について、元帳において勘定としている。事例では下記の勘定が掲げられている。

債権者の勘定 (商品の仕入に対して) :

Augst Mertens in Hamburg
Theodor Mühler & Sohn in Cöln
Emil Rund in Altenburg
J. W. & D. G. Lange in Bremen

債務者の勘定 (商品の売上に対して) :

Jan van Maen in Amsterdam
George Demells in London
J. E. Planer in Erfurt
Paulo Vecchio in Treast
Louis Rossignol in Lyon
Wilh. Löser in Chemnitz
Lehnau & Comp. in Oschatz
Gustav Weiner in Naumburg
Carl Launig in Weissenfels
Oskar Mellenbach in Weimar
Gottlieb Beeren in Naumburg
Augst Maler hier
C. T. Meissner in Weissenfels
Solter & Comp. in Frankfurt a. M.

「動産勘定」は、商人が事業のために所有している備品 (Gerätschaften) 等である。これは、購入額について借方 (Soll) となる。費消および処分について貸方 (Haben) となる。したがって、1つの勘定で借方と貸方で処理されている。

動産は年を経るにしたがって、使用することにより価値を低めることになる。その低められた価値は損益勘定へと振替えられることになる。シーベで

は、動産が「用具勘定 (Mobilien=Conto)」として取り上げられている。しかし、プロイセン一般国法第645条において原材料および商品とともに費消として規定されているところの備品の減価償却は考慮されず、掲上されるのみであった。このシーベでは、上述のごとく、費消について損益勘定へ振り替えるとしており、一歩前進させている。

「不動産勘定」は、シーベによれば、移動させることのできない財に対する一般的勘定である。動産の認識およびその簿記における記録および処理が不動産へと拡大してきた。即ち、プロイセン一般国法において規定された備品とその簿記における処理が不動産へと実務の領域では拡大したといえる。その際、この勘定では、不動産に関する総収入および総支出を記録し、取引に係わる所有者 (Eigenthümer) に属する不動産の在在を包括する。そこでは、家屋 (Häuser)、庭園 (Gärten) またはその他の移動しない財を記録する。

ここでの総収入および総支出では、購入額、維持費および当該不動産に係る支出を借方とし、受取手数料および商品の販売に係る収入を貸方とする1つの勘定で処理される。

シーベは、この勘定において、利益は損益勘定の貸方へ、使用により生ずる価値の低下は損益勘定の借方へもたらされるとする。

最終的に、商業帳簿において、残高勘定および損益勘定が、仕訳を通じて作成される。(s.181) まず、「残高勘定」は、特に、債務者および債権者に対して勘定を付与している。それは、プロイセン一般国法の規定により、商人間で訴訟となった時に、元帳およびその他の帳簿が、相手の要求により呈示されなければならないからである。したがって、その他の勘定のように、債務者勘定および債権者勘定のように一括して示すことが許されなかったのである。その帰結として、個別に残高勘定では記載されることになる。

シーベでは、仕訳を通じて借方と貸方に区分され、勘定がまとめられている。その仕訳と勘定は下記の通りである。

借方側では；

Bilanz, Soll
an folgende 13 Creditoren . . .
20476Rtklr. 12Gr. 11Pf.

von Cassa
von Waaren
von Mobillen
von Jan van Maen in Amsterdam
von A. C. Planer in Erfurt
von Louis Rossignol in Lyon
von Lehnau und Comp. in Oschatz
von Carl Launig in Weißenfels
von Oskar Mellenbach in Weimar
von Aug. Maler hier
von C. T. Meissner in Weißenfels
von Gottl. Weeren in Daumburg
von Solter u. Co. in Frantfurt am Mein
貸方側では；

folgende 6 Debitoren Soll
an Bilanz
20476Rthlr. 12Gr. 11Gr.
an Augst Mertens in Hamburg
an Ch. Mühler und Sohn in Cöln
an E. Rund in Altdenburg
an J. W. und D. G. Lange in Bremen
an W. Guswalds Capital=Conto
an Th. Guswalds Capital=Conto

これらの残高勘定へ振替えられる諸勘定が、商品に対する損傷、債務者に対する評価、動産に対する費消等について、プロイセン一般国法に規定されているし、シーベでも論じられているが、この事例ではみられない。したがって、取引の記録のみで終わっている。それ故、勘定には反映されていない。

次に、「損益勘定」へは、決算に際して、各勘定に損益が発生することにより、仕訳を通じて損益勘定へ振替えられる。その結果、勘定の貸方合計の方が大きければ、利益が、それに対して、借方合計が大きければ、損失が出たことを示す。

シーベの損益勘定では、貸方へ、即ち、収益の側へ、手形勘定より43Rthlr. 23Gr. 9Fl.が、商品勘定より1075Rthlr. 6Gr. 8Fl.が、運送勘定より16Gr. —Fl.が振替えられている。そして、借方へ、即ち、費用の側へ、事業経費勘定142Rthlr. 8Gr. —Fl.が、割引勘定3Rthlr. 13Gr. 11Fl.が振替えられている。そして、貸方合計と借方合計の差額としての利益が2人の出資者へそれぞれ487Rthlr. —. 3Fl.ずつ配分され、勘定の貸借が平均されている。ここで注目さ

れることは、ここまで費用として認識されてきた「家計費勘定」である。この家計費は、資本の配分として資本金に対して調整される当座勘定で処理されるようになったからである。

IV 補助簿

補助簿 (Nebenbüchern) は、勘定に対して補助する帳簿をいう。勘定は事業の財産の状況および活動状況を全体として示す。それに対して、補助簿は個々の取引について詳細を示す。加えて、取引は多数にのぼるので、同種類の取引をまとめて示す。このような補助簿は、月ごとに、または決算に際して、まとめて仕訳を通じて勘定へ振替えられる。

「送り状帳」は、仕入れた商品の種類、取引数量、単価および金額が記録された書状である。この送り状は、取引ごとに作成される。取引を証明する原始書類である。

「計算帳」または「商品在高帳」は、商品の仕入から売上に至るまで、仕入状況に基づいて、その移動について記載する帳簿である。加えて、領邦外との取引では、外貨との換算 (Reduktion) についても示される。

「事業経費帳」は、本来の事業に係わる事業経費について記載し、一定の期間ごとに総括して事業経費勘定へ振替えられる。多くの経費支出をまとめるという意味で、勘定を簡素化するのは意味がある。

「家計費帳」は、家計の賄いのために、事業用の現金を引出す額が示される。この家計費については、共同経営が故に、見直しがなされている。共同経営者各々がその自己の引出について相違があるため、特別の勘定を設けようとしている。それが出資者ごとの「当座勘定」であり、年次または半年ごとに決済される。そして、この勘定は、事業経費のように、利益の減少をもたらすものではなく、それぞれの資本勘定の減少をもたらすものとしている。(s.187)

シーベの例示をみると下記の通りである。

Theodor Guswald :

Gewinn=Anteil 487Thlr. —Gr. 3Fl.
Auf Conto corrente 155Thlr. —Gr. —Fl.
332Thlr. —Gr. 3Fl.

Willem Guswald :

Gewinn=Anteil 487Thlr. —Gr. 3Fl.
Auf Conto Corrente 135Thlr. —Gr. —Fl.
352Thlr. —Gr. 3Fl.

利益の分配部分より、それぞれの引き出し額は、155Thlr. と135Thlr. で異なるので、最終的に事業に残るのは異なる。シーベによれば、出資額487Thlr. —Gr. 3Fl.は変更がないので、利益からの分配は変更することなく同じであるとする。従来、これらは、事業経費とならんで、損益勘定において経費となっていた。これがシーベでは、資本金の控除項目となっていることに大きな変化がみられる。したがって、家計費は収益に対する控除項目ではなく、資本金 (または利益) に対する控除項目となったことになる。個々で残る問題は、出資者が共同経営者であるので、その出資者に対する労働の対価についてはどうするかである。これについては解決されないままとなる。

「現金出納帳」は、すべての現金にかかる取引が記録される。その際、たとえば、事業経費、家計費等は、事前に一定の現金がこれらの補助簿に引き渡されて、そこから支出に応じて現金が使われる。

「銀行帳」は、銀行への預け入れ、および引き出しが記録される。手許に不必要な現金を持たないために、預入が行われる。または、手形および小切手等による銀行での決済にも使用される。これらは、銀行帳で記録される。

「手形在高帳」は、手形の在高が記録される。手形について、受取手形であれば、貸方に、支払手形であれば、借方に残高が示される。その際、在高帳には、振出人および名宛人の氏名およびその住所、手形の金額、受取日、譲渡日および手形番号が記載される。したがって、複雑な手形の管理がここで行われる。

「商品委託帳」は、商品を遠隔地へ送り、販売を委託する場合、送付した商品について詳細を記録する。ここでは、送付した商品、数量、金額、委託者への支払、代金の支払方法等が示される。

「書簡写し帳」は、すべての送付されてきた書簡の写しを保持し、調査の便宜のために、その最後に氏名を付して責任を明らかにするそれである。

「運送費帳」は、たびたび、運送業者に商品の運送を委託することにより発生する費用を記録する。

この運送契約書では、送金費用等詳細な輸送物件の指図以外に、その出所、鑑定、運送人の氏名、届ける先の氏名、もしあるならば立替金（運賃および経費）および物件について計算された補償について記載される。

「その他の当座の補助簿」については、経過的に多数の補助簿がみられる。それらには、シーベによれば、利息、手数料、仲買手数料、郵便料金、為替換算差額、保険料、製造、両替等がみられる。これらは、事業およびその環境により登場するとしている。

V 勘定の事例にみられない諸勘定

勘定の事例からは除外されたが、特徴のあるそれも掲げられている。これらは、一般的なものではないが、次世代の息吹を覗く勘定である。

「冒険貸借勘定」は、冒険取引において支出した現金に対して、並びに、そのプレミアムに対して、現金が保証されるならば、借方となる。それに対して、我々にとって、船舶そのものの所有を通じて、または、これが沈没して、保険金が掛けられていた場合、保険会社より償還されるとすれば、貸方となる。

保険料を支払った時、

冒険貸借勘定、借方

貸方 現金勘定 ・ ・ ・ × × ×

保険料を受取った時、

現金勘定、借方

貸方 冒険貸借勘定 ・ ・ ・ × × ×

冒険勘定により証明される利益または損失は、損益勘定により貸借平均される。この冒険取引は、しばしば生じることはないで、それは保険金勘定で扱われることがある。決算に際して決済され、保険料の支払いの方が大きい時、下記の仕訳となる。

損益勘定、借方

貸方 冒険貸借勘定 ・ ・ ・ × × ×

「大型投機勘定」は、この投機目的での金融業者等では、業者が貸すか、または立替えた現金または財に対してその者の勘定は借方となり、またはその者が保証した場合、当惑するに違いない保険に対して借方となる。それに対して、貸方は、達成された事業により償還された現金等に対して、投下された

保険料等の払い戻しに対して、金貸しに発生した事業でもたらされた利益に対する持ち分に対して、および事業で補償する利子に対して大型投機勘定となる。最終的に勘定を締切る時、次のように取り扱われる。

この勘定にもとづいて生ずる純損益は、損益勘定へ振替えられる。それに対して、勘定残高は、決済に際して、貸借平均勘定を通じて貸借平均される。それは、下記の仕訳となる。

利益が生じた時：

大型投機勘定、借方

貸方 損益勘定 ・ ・ ・ × × ×

残高が生ずる時：

残高勘定、借方

貸方 大型投機勘定 ・ ・ ・ × × ×

「海運業勘定」では、さらに事業拡大によりもたらされる全船舶またはその部分の持ち分を購入する場合が考えられる。このような海運業では、船舶の名称を付した固有の勘定をも設ける。たとえば、船舶「Johanna」に対する持ち分1/3と称するように勘定を設ける。この勘定は、購入額、艀装コスト、保険料等に対して借方となり、それに対して、船舶またはその持ち分によって現金を受け取るところのすべての提供された運送に対して受け取った海損および販売額について貸方となる。

最終的に、勘定を締め切る時、次のような取り扱いがなされる。行われた事業が不利な結果となったならば、生じた損害は、損益勘定で差引計算され、いまだに運用されている船舶または船舶持ち分は、決算に際して、貸借平均勘定において繰り越される。

「証券勘定」は、手形勘定の部分として、または何らかの重要な事業の持ち分の証書の部分として、一定の変動する利息または配当をもたらす基礎となっている資産等を動産勘定の部分へもたらすとす。この証券を所有することで、配当、運用利得、証券発行事業で損害を蒙ったり、または販売によって生ずる損害が発生したりする。

まず、証券を購入する時は、その仕訳は下記の通りである。

証券勘定、借方

(貸方) 現金勘定 ・ ・ ・ × × ×

次に、所有によって利益を得た時は、

現金勘定、借方

(貸方) 配当金勘定 . . . × × ×

または、損失を蒙った時は、

損失勘定、借方

(貸方) 証券勘定 . . . × × ×

そして、上記の運用損益は、損益勘定へもたらされる。

「銀行勘定」は、銀行取引に限って生じ、公に銀行が存在している地域において開設される。銀行には両替銀行、預託銀行等が存在する。

預け入れる時、

銀行勘定、借方

(貸方) 現金勘定 . . . × × ×

引出の時は、

現金勘定、借方

(貸方) 銀行勘定 . . . × × ×

「使用貸借銀行または割引銀行」は、財の質入れ、手形等の取引を行う。これらは、銀行貨幣勘定また銀行勘定で示される。これらの取引の仕訳は下記の通りである。

これらを銀行に預ける時、

銀行貨幣勘定、借方

(貸方) 財の質入勘定または手形勘定
. . . × × ×

これらについて、経費が発生した時、

経費勘定、借方

(貸方) 銀行貨幣勘定 . . . × × ×

ここで発生する損失は損益勘定へ振替えられる。加えて、上述の経費勘定も損益勘定へ振替えられる。その仕訳は下記の通りである。

損益勘定、借方

(貸方) 経費勘定 . . . × × ×

VI 結 語

イギリスからもたらされた簿記、即ち、「会計期間を超えた商業帳簿の継続」と異なり、ドイツでは「会計期間ごとの商業帳簿の完結」が展開されている。この簿記の内容は、帳簿から帳簿への転記、および勘定から勘定への振替について、必ず、仕訳をする。シーベは、商学大辞典では、仕訳について、ジョーンズが呈示し、それを改良した「仕訳帳的日記帳」と「単純な仕訳帳」の2つの方法を取り上げ

ている。しかし、決算に際し、両者とも諸勘定は共通して作成されており、これより損益勘定への振替、および残高勘定への振替について「仕訳」をし、このように仕訳を通じて振替えている。英国法が決算財産目録から仕訳をせず、直接、「貸借平均表（貸借対照表）」を作成するのに対して、シーベの大陸法では、仕訳を通じて「残高勘定」を作成する手順に従う。それ故、この点で大陸法は、英国法とは異なり、特に、仕訳を通してすべてがなされるため、仕訳の重要性が認められる。

拙 稿

松尾憲橋・百瀬房徳訳（1985）「貸借対照法の論理」森山書店（クノー・バルト著）。

百瀬房徳（1998）「貸借対照表法の生成史—プロイセン一般国法の形成過程—」森山書店。

- （2002）「体系複式簿記」（初版）森山書店。
- （2009）「体系複式簿記」（改定版）森山書店。
- （1983）「プロシア一般国法の会計規定の起草者」『獨協大学経済学研究』第32号。
- （1987）「プロシア一般国法における計算規定の形成」『獨協大学経済学研究』第22号。
- （1989）「プロシア一般国法における商人の法の位置付け」、『獨協大学経済学研究』第53号。
- （1993）「プロシア一般国法における商業帳簿」『獨協経済』第60号。
- （1996）「プロシア一般国法における評価問題」『獨協経済』第62号。
- （1996）「ストリッカーの簿記」『獨協経済』第63号。
- （1997）「ルドヴィシの簿記」『獨協経済』第65号。
- （1997）「サヴァリイよりルドヴィシに伝えられた二つの財産目録」『獨協経済』第66号。
- （1997）「プロシア一般国法の会計規定の生成過程」『会計史』（会計史年報）。
- （1998）「18世紀におけるドイツ会計の

- 生成とその背景」『獨協経済』第67号.
- (1998)「マーゲルセンの簿記」『獨協経済』第64号.
 - (2001)「マーゲルセンにおける損益勘定」『獨協経済』第74号.
 - (2001)「財産目録の位置付け」『会計』森山書店.
 - (2004)「会計制度創始期における評価」『獨協経済』第78号.
 - (2007)「ロイヒスと彼の著作」『獨協経済』第84号.
 - (2008)「総記法の歴史的意義」『会計学の諸相』白桃書房.
 - (2008)「ロイヒスにおける決算手続」『会計総合研究』会報.
 - (2009)「ロイヒスにおける複式簿記」『獨協経済』第86号.
 - (2014)「ロイヒスにおける単式簿記」『経営論集』第61巻第1号、明治大学経営学部.
 - (2014)「ドイツにおけるジョーンズの簿記とその評価」『獨協経済』第88号.
 - (2015)「ワーグナーの複式簿記」『獨協経済』第97号.
 - (2016)「ゲアハルトの簿記の基礎」『獨協経済』第98号.
 - (2017)「ゲアハルトの簿記の実践」『獨協経済』第100号.
 - (2017)「ゲアハルトの簿記の制度への対応(1)」『獨協経済』第101号.
 - (2018)「ゲアハルトの簿記の制度への対応(2)」『獨協経済』第102号.
 - (2018)「ヒングステッドの単式簿記およびイギリス式簿記の検討」『獨協経済』第103号.
 - (2019)「ヒングステッドの複式簿記」『獨協経済』第104号.
 - (2019)「ヒングステッドの複式簿記の事例」『獨協経済』第105号.
 - (2020)「ブーゼの基礎となる財産目録」『獨協経済』第106号.
 - (2020)「ブーゼの決算処理およびその関連事項」『獨協経済』第107号.
 - (2020)「ブーゼの複式記入と勘定」『獨協経済』第108号.
 - (2021)「帳簿在高と実際在高」『獨協経済』第109号.
 - (2021)「ブーゼによるジョーンズの簿記の解説」『獨協経済』第110号.
 - (2021)「ブーゼによるマイスナーの簿記の解説」『獨協経済』第111号.
 - (2022)「マイスナーの簿記の基礎 —イタリア式簿記—」『獨協経済』第112号.
 - (2022)「マイスナーの諸勘定とそれに基づく決算 —イタリア式とイギリス式による—」『獨協経済』第113号.
 - (2022)「マイスナーのドイツ式簿記」『獨協経済』第114号.
 - (2023)「マイスナーによるプロイセン一般国法の理解」『獨協経済』第115号.
 - (2023)「シーベの商学大辞典による簿記(英国法)」『獨協経済』第116号.
 - (2024)「シーベの商学大辞典の簿記と関連項目(大陸法I)」『獨協経済』第117号.